

## 青森県地域年金事業運営調整会議規程 一部改正（案）

### （目 的）

第1条 青森県民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入促進と保険料納付の向上につなげるため、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）の積極的な推進を図ることを目的とする。

### （設 置）

第2条 青森年金事務所に、青森県地域年金事業運営調整会議（以下「運営調整会議」という。）を設置し、事務局を置く。

### （所管事務）

第3条 運営調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- （2）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

### （組 織）

第4条 運営調整会議の委員は別表に掲げる機関等から推薦を受け、青森年金事務所長が委嘱する。

2 委員が退職又は人事異動、その他の理由により職務を担うことができなくなったときは、青森年金事務所長が解嘱する。

なお、解嘱の際には、後任の委員の推薦を受けるものとする。

3 運営調整会議には、委員のほか日本年金機構本部職員が参画する。

### （委員長）

第5条 運営調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会 議）

第6条 運営調整会議は、委員長が招集する。

但し、委員長および委員長代理ともに不在のときは、青森年金事務所長が招集する。

2 運営調整会議の開催は、原則、7月と1月の年2回とする。

なお、7月は前年度事業の総括、1月は次年度の事業計画策定のための意見交換を行う。

3 出席は委嘱の委員を原則とし、やむを得ないときは代理出席を可とする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員及び代理以外の者が出席できるものとする。

5 議長は委員長として、議事を進行する。

但し、委員長および委員長代理ともに不在のときは、県内の年金事務所長が議事を進行する。

(定足数)

第7条 運営調整会議は、別表に掲げる委員の過半数以上の出席をもって、開催することができる。

(改正)

第8条 本規程の改正は、別表に掲げる委員の3分の2以上の同意をもって、行うことができる。

(守秘義務)

第~~7~~9条 委員は、職務上知り得た秘密（議事要旨・会議資料の内容を除く）を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第~~8~~10条 運営調整会議の庶務は、青森年金事務所総務調整課において処理する。

(議事録等の取扱い)

第~~9~~11条 調整会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

(補足)

第~~4~~~~9~~12条 この規程に定めるもののほか、運営調整会議に関する必要事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

平成26年2月4日（第3回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

平成26年7月18日（第4回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

平成27年2月5日（第5回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

平成27年7月14日（第6回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

平成28年7月1日から一部改正。

この規程の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条1項の規定に関わらず、青森年金事務所長が招集を求め、県内の年金事務所長または事務センター長がその議長となる。

平成29年7月21日（第10回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

令和元年7月25日（第14回地域年金事業運営調整会議）から一部改正。

## 別表

	関係機関・団体名	構成委員
1	厚生労働省東北厚生局	厚生行政関係者
2	厚生労働省青森労働局	労働行政関係者
3	青森県健康福祉部	福祉行政関係者
4	青森県教育庁	教育行政関係者
5	青森市	自治体関係者
6	全国健康保険協会青森支部	協会けんぽ関係者
7	一般財団法人青森県社会保険協会	適用事業所関係者
8	青森県社会保険委員会連合会	年金委員関係者
9	青森県社会保険労務士会	社労士会関係者
10	青森県年金受給者協会連合会	年金受給者関係者
11	青森県高等学校長協会	教育関係者
12	東奥日報社	報道関係者
13	青森県商工会議所連合会	事業所関係者
14	<del>青森中央学院大学</del> 弘前大学	学識経験者